

◎佐賀県条例第27号

佐賀県児童福祉法の施行等に関する条例の一部を改正する条例  
 佐賀県児童福祉法の施行等に関する条例（平成24年佐賀県条例第20号）の一部を次のように改正する。  
 次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(一時保護施設に係る県基準)</p> <p><b>第2条の2</b> 法第12条の4第2項の規定により条例で定める一時保護施設の設備及び運営についての基準（次項において「県基準」という。）は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 一時保護施設の管理者は、次のいずれにも該当する者でないこと。</p> <p>ア・イ 略</p> <p>ウ 自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって<u>暴力団</u>又は暴力団員を利用している者</p> <p>エ～カ 略</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>2 略</p> <p>(基準該当通所支援の事業に係る県基準)</p> <p><b>第3条</b> 法第21条の5の4第1項第2号の規定により条例で定める基準該当通所支援の事業の人員、設備及び運営についての基準（次項において「県基準」という。）のうち児童発達支援及び放課後等デイサービスの事業に係るものは、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 基準該当通所支援の事業を行う事業所の管理者は、次のい</p>	<p>(一時保護施設に係る県基準)</p> <p><b>第2条の2</b> 法第12条の4第2項の規定により条例で定める一時保護施設の設備及び運営についての基準（次項において「県基準」という。）は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 一時保護施設の管理者は、次のいずれにも該当する者でないこと。</p> <p>ア・イ 略</p> <p>ウ 自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって<u>暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）</u>又は暴力団員を利用している者</p> <p>エ～カ 略</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>2 略</p> <p>(基準該当通所支援の事業に係る県基準)</p> <p><b>第3条</b> 法第21条の5の4第1項第2号の規定により条例で定める基準該当通所支援の事業の人員、設備及び運営についての基準（次項において「県基準」という。）のうち児童発達支援及び放課後等デイサービスの事業に係るものは、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 基準該当通所支援の事業を行う事業所の管理者は、次のい</p>

改正前	改正後
<p>ずれにも該当する者でないこと。</p> <p>ア <u>暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）</u></p> <p>イ 略</p> <p>ウ 自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員を利用している者</p> <p>エ～カ 略</p> <p>(3)・(4) 略</p> <p>2 略</p> <p>（指定障害児通所支援事業者等の指定等に係る条例で定める者）</p> <p><b>第4条 略</b></p> <p>2 前項の規定にかかわらず、児童発達支援（病院又は診療所により行われるものに限る。）に係る指定の申請の場合における法第21条の5の15第3項第1号（法第21条の5の16第4項において準用する場合を含む。）の条例で定める者は、次に掲げる者以外の者とする。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) 役員等（法人にあつては役員その他これと同等以上の支配力を有する者、法人格を有しない団体にあつては代表者及びこれと同等以上の支配力を有する者、個人（営業を営む者に限る。以下同じ。）にあつては当該個人以外の者で営業所を代表するものをいう。）に第2号から前号までに掲げる者がいる法人その他の団体又は個人</p> <p>(9) 略</p>	<p>ずれにも該当する者でないこと。</p> <p>ア 暴力団員</p> <p>イ 略</p> <p>ウ 自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者</p> <p>エ～カ 略</p> <p>(3)・(4) 略</p> <p>2 略</p> <p>（指定障害児通所支援事業者等の指定等に係る条例で定める者）</p> <p><b>第4条 略</b></p> <p>2 前項の規定にかかわらず、児童発達支援（病院又は診療所により行われるものに限る。）に係る指定の申請の場合における法第21条の5の15第3項第1号（法第21条の5の16第4項において準用する場合を含む。）の条例で定める者は、次に掲げる者以外の者とする。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) 役員等（法人にあつては役員その他これと同等以上の支配力を有する者、法人格を有しない団体にあつては代表者及びこれと同等以上の支配力を有する者、個人（営業を営む者に限る。以下同じ。）にあつては当該個人以外の者で営業所を代表するものをいう。以下同じ。）に第2号から前号までに掲げる者がいる法人その他の団体又は個人</p> <p>(9) 略</p>

改正前	改正後
<p>3 略  (指定障害児入所施設等に係る県基準)  第6条 略</p>	<p>3 略  (指定障害児入所施設等に係る県基準)  第6条 略  (一時保護委託者の登録に係る県基準)  <b>第6条の2</b> <u>法第34条の22第2項の規定により条例で定める一時保護委託者(法第33条第1項第1号の登録を受けようとする者をいう。以下この項において同じ。)の登録についての基準(次項において「県基準」という。)は、次に掲げるものとする。</u>  (1) <u>一時保護委託者は、次のいずれにも該当する者でないこと。</u>  ア <u>暴力団</u>  イ <u>暴力団員</u>  ウ <u>暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者</u>  エ <u>自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者</u>  オ <u>暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者</u>  カ <u>暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者</u>  キ <u>暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者</u>  ク <u>役員等にイからキまでに掲げる者がいる法人その他の団体又は個人</u>  ケ <u>その行う経営又は活動について、イからキまでに掲げる者の実質的な関与を受けている者</u>  (2) <u>一時保護委託者は、登録一時保護委託施設において、次に</u></p>

改正前	改正後
<p>(手数料の徴収)</p> <p><b>第18条</b> 次の表の各号の左欄に掲げる者は、当該各号の中欄に掲げ</p>	<p><u>掲げる非常災害対策を講じること。</u></p> <p><u>ア 軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けること。</u></p> <p><u>イ 利用者の特性を踏まえ、非常災害に備えた物資及び資機材の配備又は調達体制の整備に努めること。</u></p> <p><u>ウ 施設の立地環境及び利用者の特性に応じて、火災、風水害、地震災害、原子力災害その他の災害が発生した場合における安全確保のための体制、避難の方法等を定めた防災計画を策定し、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備の上、それらを定期的に職員に周知すること。ただし、原子力災害に係る防災計画の策定は、東松浦郡玄海町、唐津市又は伊万里市に所在する施設に限る。</u></p> <p><u>エ ウの規定により策定した防災計画並びに整備した通報及び連携体制は、その概要を、当該施設において、利用者及び職員に分かりやすいように掲示するとともに、訓練の結果等に基づき必要な見直しを行うこと。</u></p> <p><u>オ 非常災害に備え、定期的に避難、救出、消火その他必要な訓練を行うこと（避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月1回行うこと。）並びに職員及び利用者に対し当該利用者の特性に応じて必要な防災教育を実施すること。</u></p> <p><u>カ 施設又は利用者の特性に応じて、非常災害に備えた周辺地域及び他の施設等との連携並びに非常災害時における被災者支援に努めること。</u></p> <p><u>2 前項に定めるもののほか、県基準は、一時保護委託者の登録等に関する基準（令和8年内閣府令第16号）で定める基準とする。</u></p> <p>(手数料の徴収)</p> <p><b>第18条</b> 次の表の各号の左欄に掲げる者は、当該各号の中欄に掲げ</p>

改正前				改正後			
る手数料を、当該各号の右欄に掲げる時期に県に納付しなければならない。				る手数料を、当該各号の右欄に掲げる時期に県に納付しなければならない。			
納付義務者	手数料		納付時期	納付義務者	手数料		納付時期
	名称	額			名称	額	
略				略			
2 法第18条の18第3項の規定に基づく <u>保育士の登録</u> を申請する者	略			2 法第18条の18第3項の規定に基づく <u>保育士の登録</u> を申請する者	略		
略				略			
2・3 略				2・3 略			

附 則

この条例は、令和8年10月1日から施行する。ただし、第2条の2、第3条、第4条及び第18条の改正規定は、公布の日から施行する。